

# さがみはら移動支援ブック

SAGAMIHARA IDOU SHIEN BOOK

相模原市

## はじめに

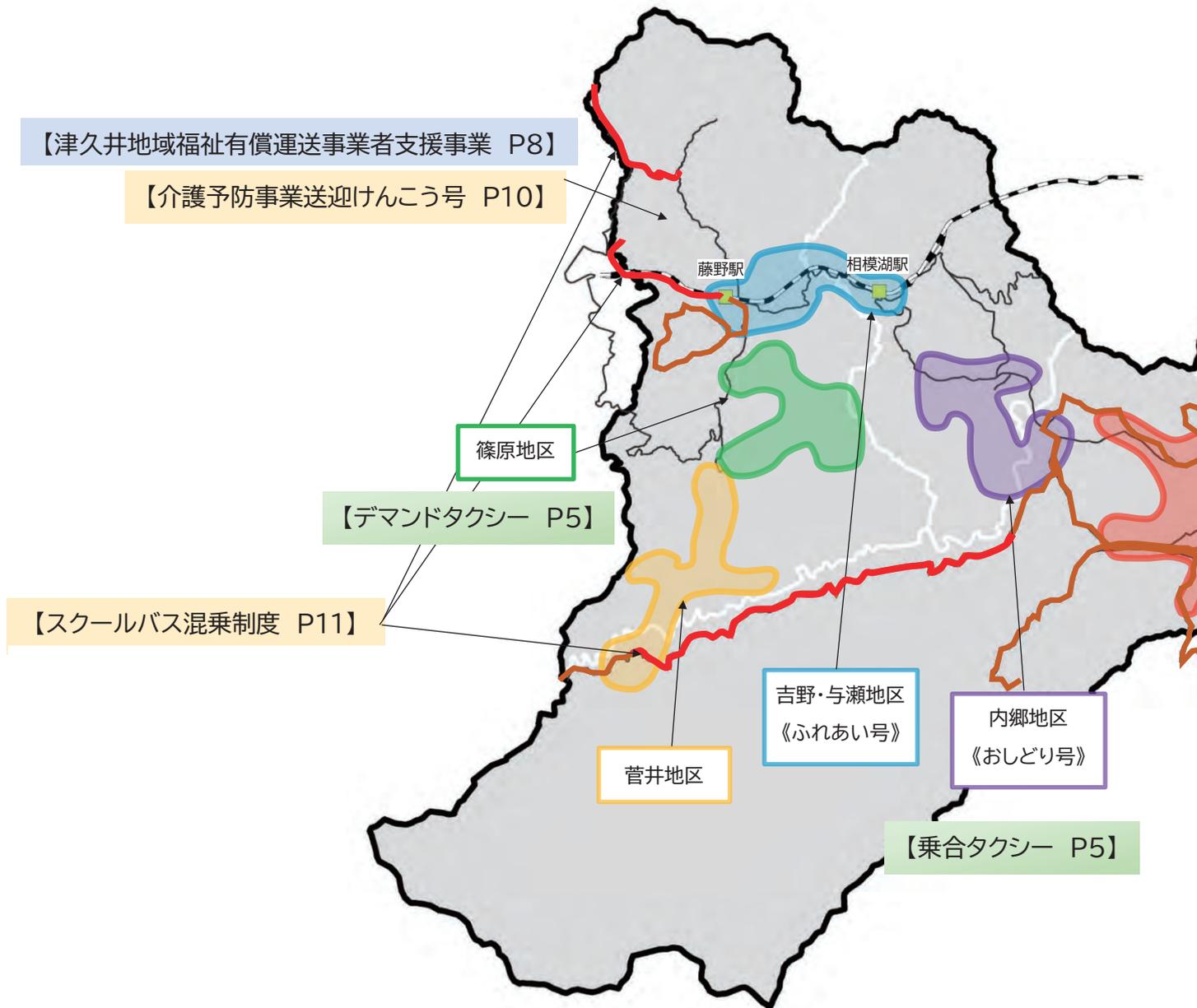
現在、地域交通を取り巻く環境は、人口減少や少子化等による長期的な需要減に加え、交通事業者の運転士不足などによるバスの減便等が生じており、厳しさを増しています。

このガイドブックでは、今ある身近な移動手段を上手に使っていただくため、お住まいの地域で利用できる移動手段やその使い方などの情報をまとめました。

また、お住まいの地域において、新たに移動手段の導入を考える際のポイントや役立つ情報もまとめており、今ある移動手段では課題を解決することが難しい場合に、地域で話し合う際の参考にしてください。

このガイドブックを通じて、皆さんのお出かけに役立つことができれば幸いです。

令和7年3月

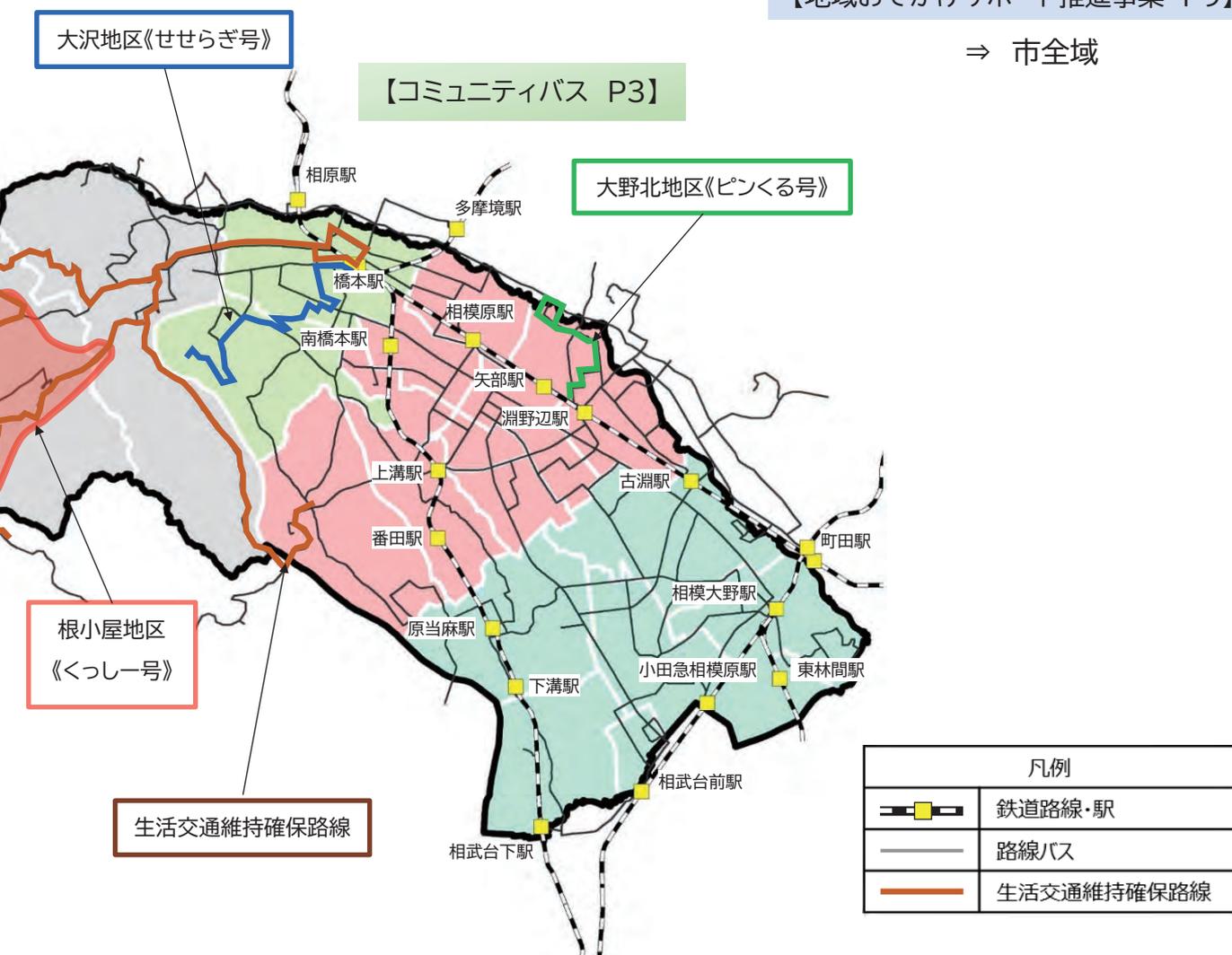


## 支援ブックの使い方

- 路線バスなどの公共交通を補完する「コミュニティ交通」について知りたい方  
⇒ コミュニティバス (P3)、乗合タクシー等 (P5)、生活交通維持確保路線 (バス) (P7)
- 地域に「移動手段の導入」を考えている方  
⇒ 自家用有償旅客運送 (公共ライドシェア) 制度 (P8)、地域おでかけサポート推進事業 (P9)
- 「津久井地域で利用可能な移動手段」について知りたい方  
⇒ 介護予防事業送迎けんこう号 (P10)、スクールバス混乗制度 (P11)
- 路線バスやタクシーの「利用方法」について知りたい方  
⇒ バスの乗り方、タクシー配車アプリの利用方法 (P13)

【地域おでかけサポート推進事業 P9】

⇒ 市全域



# コミュニティバス

お問い合わせ先：交通政策課 042-769-8249

## 概要

コミュニティバスは、交通事業者により運行されるバス路線網を補完し、公共交通を必要とする度合いが高い高齢者等の移動手段を確保するために運行をするもので、「みんなでバスを利用するので、バスを運行したい」と考える地域に対して、導入や運行を支援する仕組みです。

この仕組みに基づき、「地域」「行政」「交通事業者」の3者がそれぞれの役割を担い、協働による運行を実現することで、地域のニーズに合致した利用しやすいコミュニティバスを運行することができます。



大野北地区コミュニティバス ピンくる号



大沢地区コミュニティバス せせらぎ号

## みなさんの地域で導入するためには

コミュニティバスは、導入対象となる地域で、導入条件を満たした場合に運行するもので、地域の問題をよく知る地域の皆様が中心となって、地域の実情にあった運行内容について検討していただきます。

## コミュニティバスの導入条件

詳細はこちらをご覧ください



- ① 「地域住民」による「地域組織」の形成
- ② 「運行経路の考え方」に整合した経路の設定
- ③ 「運行基準」に整合し、実証運行期間中に「運行継続条件」を満たす見込みのある運行計画の策定

項目		概要	
対象区域		都市部	中山間地域
運行基準	運行間隔	毎時1本 (おおむね8時台~18時台)	撤退前の路線バスに準ずる
	運賃	原則近隣の路線バスと同等	
	バス停間隔	200m間隔	撤退前の路線バスに準ずる
	運行形態	定時定路線	
	車両	バリアフリー化されたバス	
収支比率	「運賃収入等が車両償却費等の初期費用を除いた経常費用の40%以上」となることを目安に運行計画を作成	「運賃収入等が車両償却費等の初期費用を除いた経常費用の30%以上」となることを目安に運行計画を作成	
運行継続条件	1便当たり利用者数が10人以上		当該系統におけるピーク時間帯の1便当たり利用者数が10人以上

## 運行中のコミュニティバス

### ◇大野北地区コミュニティバス（ピンくる号）

- 【運行日】 平日のみ／土休日及び年末年始（12月29日～1月3日）は運休  
【経路・所要時間】 『矢部駅』から『淵野辺駅北口』を經由して、『馬場十字路』に至り、  
再び『淵野辺駅北口』『矢部駅』に戻る循環線で、1循環約45分  
【運賃】 乗車距離に応じた運賃（一般的な路線バスと同様）



詳細はこちらをご覧ください

### ◇大沢地区コミュニティバス（せせらぎ号）

- 【運行日】 毎日（平日、土休日ともに同じ時刻表）  
【経路・所要時間】 『アリオ橋本』から『橋本駅南口』を經由して『相模川自然の村』  
に至るルートで、片道約30分  
【運賃】 乗車距離に応じた運賃（一般的な路線バスと同様）



詳細はこちらをご覧ください

# 乗合タクシー・デマンドタクシー

(中山間地域対象)

お問い合わせ先：交通政策課 042-769-8249

## 概要

乗合タクシーは、停留所と運行ダイヤを定め、路線（経路）は指定せず、需要に応じて運行する乗合交通（※）です。

また、デマンドタクシーは、停留所のみを定めた乗合交通で、乗合タクシーを運行するほどの移動需要がない地域を想定した移動手段です。

乗合タクシー、デマンドタクシーともに、地域の状況をよく知る地元の方々が中心となり、効率的で持続可能な移動手段となるよう取り組むことが必要です。

※ 乗合交通：一定の運賃で不特定の人が乗り合う交通



乗合タクシー



デマンドタクシー

## みなさんの地域で導入するためには

乗合タクシー、デマンドタクシーともに、効率的で持続可能な移動手段とするため、利用者を確保する方法や、他の路線バスへの影響等も考えることが大切です。

そのため、導入や運行の継続にあたっては、一定の基準を設け、適宜運行内容の見直しを図る必要があります。

### 乗合タクシーの導入条件

詳細はこちらをご覧ください

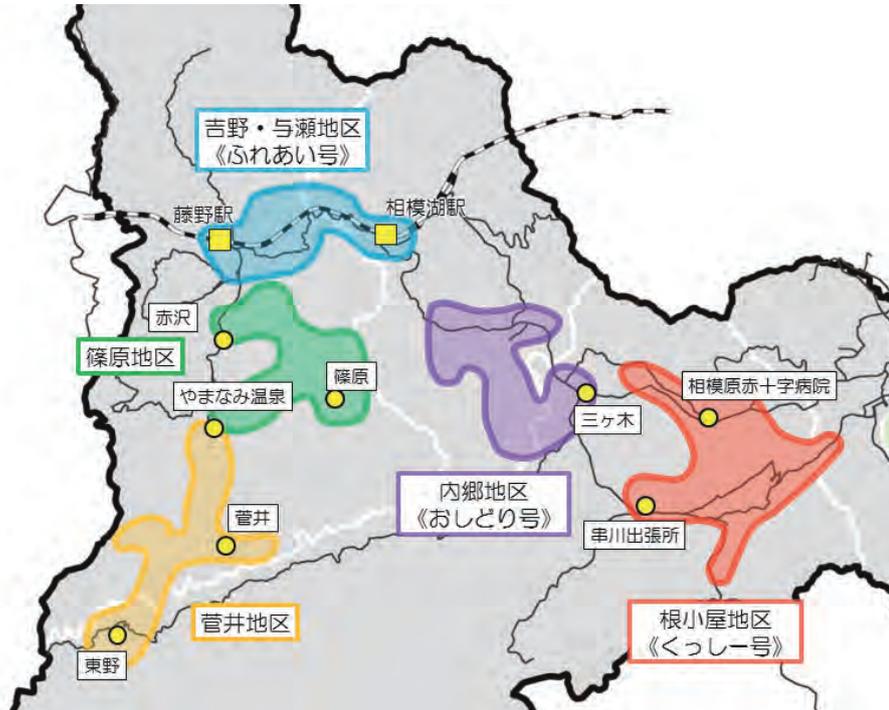


- ① 「地域住民」による「地域組織」の形成
- ② 「運行経路の考え方」に整合した経路の設定
- ③ 「運行基準」に整合し、実証運行期間中に「運行継続条件」を満たす見込みのある運行計画の策定

項目		概要
運行基準	運行間隔	運行本数や運行日については、地域の需要に合わせ柔軟に設定する。
	運賃	均一運賃を基本とし、路線バスよりも高く、タクシーよりも安い設定とする。
	停留所	地域の需要に合わせて設置し、乗降は停留所のみとする。
	運行形態	事前予約制（需要応答型の区域運行）を基本とする。
	車両	セダン型またはワゴン型車両を使用し、交通事業者が所有する車両の使用を基本とする。
続運行条件	利用者数	稼働した便の1便当たりの利用者数が1.5人以上
	稼働率	全運行本数に対する実運行本数の稼働率が50%以上

## 運行中の乗合タクシー・デマンドタクシー

現在、中山間地域において乗合タクシーを全4地区、デマンドタクシーを1地区で運行しています。各地区によって運行ダイヤや運賃が異なりますので、詳細は下記よりご確認ください。



詳細はこちらをご覧ください

# 生活交通維持確保路線（バス）

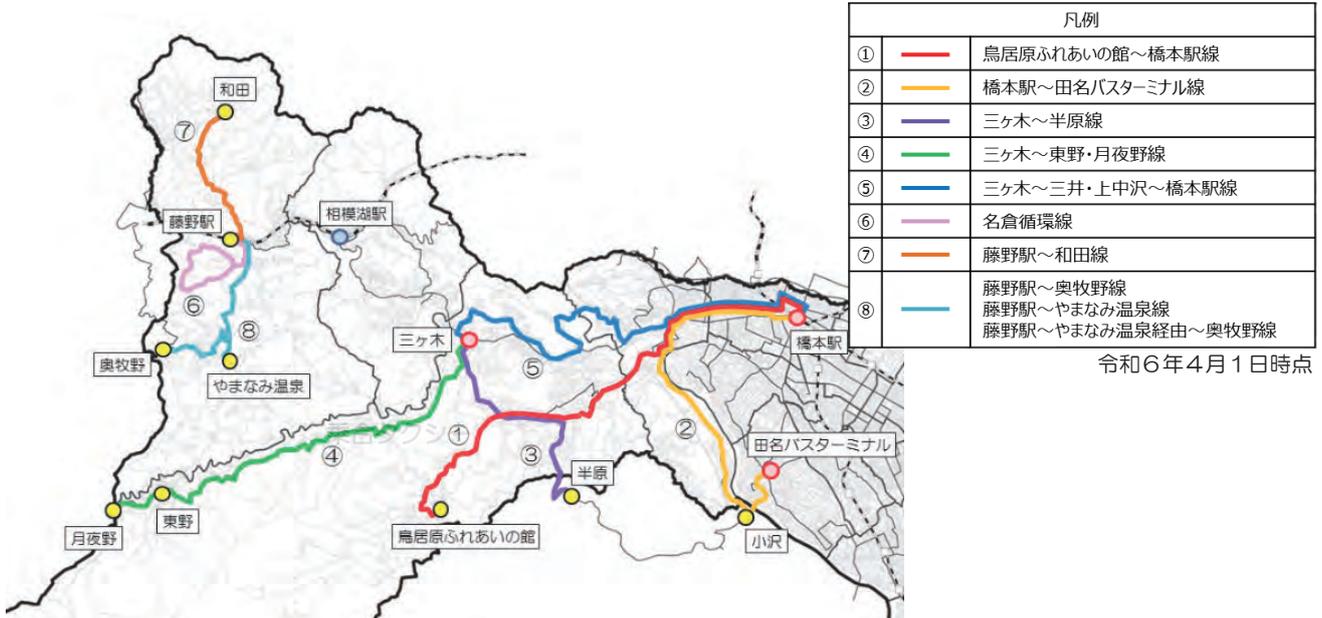
お問い合わせ先：交通政策課 042-769-8249

## 概要

生活交通維持確保路線（バス）は、バス事業者より撤退の申出があった路線について公費負担（※）により維持する仕組みで、現在10路線12系統を運行しています。

生活交通維持確保路線は、利用者数と運行経費の観点から持続可能な移動手段とするため、運行基準を定めた上で、公費負担により維持する妥当性や路線バスとしての運行形態の必要性等を判断しています。

※ 公費負担：国や自治体が費用を負担するもの



## 引き続き運行するために、バスを利用しましょう

生活交通維持確保路線は、交通事業者のバス路線撤退により地域の生活が困難となる場合に、市が地域の需要を鑑み、維持することを決定するもので、一般の路線バスと同様、どなたでもご利用いただけます。なお、継続的な公費負担の必要性を判断するため、運行継続基準を定めており、この基準をクリアできるよう、地域の方とともに利用促進や運行内容の改善に取り組む必要があります。

### 生活交通維持確保路線の運行継続基準

詳細はこちらをご覧ください



#### ① ピーク時間帯の1便あたり利用者数が10人以上

バス車両でなければ輸送できない人数以上の利用者数である必要があるため、ピーク時間帯において、1便あたりの利用者数が10人以上である必要があります。

#### ② 運賃収入等が運行経費の27.5%以上（収支比率27.5%以上）

広域路線を対象とした赤字路線バスに対する国の補助は、運行経費のうち45%を補助対象経費としており、補助対象外の55%については、その半分の27.5%まで市が負担することとしていることから、収支比率が27.5%を超えることを継続基準としています。

# 自家用有償旅客運送（公共ライドシェア）制度

## 概要

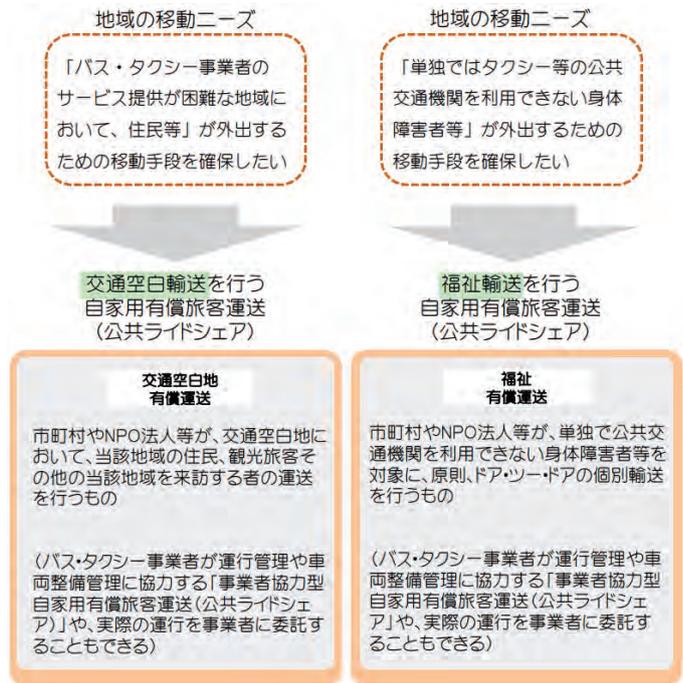
自家用有償旅客運送（公共ライドシェア）制度とは、バス・タクシー事業者による移動が困難な過疎地域での輸送（交通空白地有償運送）や、身体障害者等の外出支援のための福祉輸送（福祉有償運送）として、市町村、NPO 法人等が自家用車を用いて有償で運送できることとする制度です。

交通空白地有償運送については本市で事例はありませんが、地域での検討にあたっては国交省が発行しているハンドブック等を参考にしてください。

なお、令和6年3月には、タクシー事業者の管理の下で、自家用車・一般ドライバーを活用した運送サービスの提供を可能とする制度（自家用車活用事業）が創設されています。



詳細はこちらをご覧ください



出典：国交省 自家用有償旅客運送ハンドブック

## 津久井地域の福祉有償運送事業者向け

# 自家用有償旅客運送制度 （津久井地域福祉有償運送事業者支援事業）

お問い合わせ先：津久井高齢・障害者相談課 042-780-1408

## 概要

津久井地域で福祉有償運送を実施する団体を支援することにより、この地域で一人で公共交通機関を利用することができない高齢者や障害のある方の移動手段が充実します。

### ① 新規参入事業（2年間限定（R6～R7））

津久井3地区（津久井・相模湖・藤野）に新たに拠点を有し令和6年度に事業を開始した団体に交付します。

補助金 1団体上限年額400万円

### ② 基盤強化促進事業（3年間限定（R5～R7））

団体の基盤強化促進を図ります。

補助金 車両購入費 車両1台につき200万円

ドライバー人件費 1人につき100万円

### ③ 運営費補助金交付事業

団体へ運行回数に応じた補助金を交付します。

補助金 1運行あたり1,600円

# 地域おでかけサポート推進事業

お問い合わせ先：地域包括ケア推進課 042-769-9231

## 概要

外出が困難な高齢者や障害のある方などの移動の支援をする地域のボランティア団体等に、実績豊富なアドバイザーの派遣、担い手確保に向けた講座の開催、ガソリン代等の活動経費の助成をし、身近な地域での「お出かけ」が続けられるよう支援します。



担い手養成講座



地域の活動状況

## みなさんの地域で導入するためには

地域の実情を踏まえ、活動団体を立ち上げ、運行経路等を検討いただきます。検討にあたってはアドバイザーを派遣しますので、ご活用ください。

また、活動経費助成の概要は次のとおりです。

## 概要

### ① 対象団体

下記の要件をすべて満たす団体

- ・市内に活動の拠点を有するボランティア団体等で構成員が5人以上の団体であること
- ・代表者及び構成員である運転者の全てが、第二種運転免許を取得している者、市が指定する一定の研修を受講している者 など

### ② 対象事業

道路運送法の許可又は登録を要しない形態での事業

### ③ 対象経費

ガソリン代、保険料、車両のリース料、通信料、運転手等への謝礼など

### ④ 上限額

利用者人数に応じ、最大年額 50 万円

# 介護予防事業送迎けんこう号

お問い合わせ先：相模湖福祉相談センター 042-684-3215

## 概要

高齢者等で外出を希望される団体のために、「けんこう号」を運行します。  
いきいき百歳体操等の介護予防事業へ参加し、買い物にもご利用いただけます。  
※5名以上の団体がお申込みいただけます。



介護予防事業に  
楽しく参加しましょう



けんこう号は  
買い物にもご利用可能です



ワゴン車 3台までご利用可能です。1台に8人まで乗車できます。

いきいき百歳体操や地域づくり部会と連携した介護予防事業等への送迎にご利用いただけます。

介護予防事業を行う団体がその前後に買い物へ行く場合の送迎にもご利用いただけます。

## みなさんの地域で利用するためには

### 介護予防事業送迎けんこう号の利用方法

- [対 象] 津久井地域の在宅高齢者（65歳以上）等で介護予防事業に参加する5名以上の団体の移動  
（身体機能維持のため利用者の年齢、体力を考慮し、おおむね30分以上の運動を実施してください）
- [運 行 日] 月曜日～金曜日（祝日及び年末年始を除く）
- [運行時間] 午前9時～午後4時30分
- [運行範囲] 津久井地域（城山地区、津久井地区、相模湖地区及び藤野地区）及びその周辺  
（津久井地域より直線距離でおおむね3キロメートル以内）
- [利用回数] 原則、1利用団体につき1月に1日（3台）まで
- [運行車両] ワゴン車：1台の利用者の乗車は8人まで（3台まで利用可能）装備は手すり・ステップ付き。（車いすに乗ったままの搭乗不可）
- [利用者負担] 送迎にかかる負担はありません  
（買い物の代金や駐車場の料金等は利用者負担となります）
- [手 続 き] 初めて利用を希望される団体の代表の方は、登録が必要なので事前に相模湖福祉相談センターへご相談ください。  
※利用日の1か月前までに、利用申込書と行程表を相模湖福祉相談センターへご提出ください。  
（津久井高齢・障害者相談課、城山及び藤野福祉相談センターでも受付可）



詳細はこちらをご覧ください

# スクールバス混乗制度

お問い合わせ先：学務課 042-769-8282

## 概要

この制度は、公共交通機関のない、もしくは路線バスの運行本数が少なく生活交通が十分に確保されていない地区【緑区小淵（関野・下小淵・上小淵・藤野台）、緑区佐野川（上岩・御霊・下岩）、または緑区青根・青野原】に住む方を対象に、同地区を走行しているスクールバスへの地区住民の混乗（※）を行い、移動に制約がある方の生活交通の確保を行うものです。

混乗制度対象スクールバス			
対象路線	藤野小学校スクールバス	藤野北小学校スクールバス	青和学園スクールバス
対象地区	緑区小淵 (関野、下小淵、上小淵、藤野台)	緑区佐野川 (上岩・御霊・下岩)	緑区青根・青野原
定員	42名	29名	29名
混乗可能人数	10名程度	10名程度	6名程度
運行日	平日のみ(土休日及び休校日は運休)		
運賃	無料		

※ 混乗：路線バスの便数が少ないといった移動手段に制約がある地区において、同地区を走行するスクールバスを活用し、児童及び生徒らが乗車している登下校便へ地区住民が同乗することで、移動手段の確保を図るもの

## みなさんの地域で利用するためには

スクールバス混乗制度は、対象地区【緑区小淵（関野・下小淵・上小淵・藤野台）、緑区佐野川（上岩・御霊・下岩）、または緑区青根・青野原】にお住まいの方の内、事前登録をした方のみお使用いただける制度です。

## スクールバス混乗制度の利用方法

### ① 事前登録

混乗の利用には事前登録が必要です。

「利用登録申請書」に必要事項を記入のうえ、教育委員会学務課へご提出ください。

### ② 運行予定時刻の確認

藤野小学校、藤野北小学校及び青和学園が休校の日はそれぞれのスクールバスについて運行しないほか、学校行事等により下校時間が変更になることがあります。

月末に翌月分の運行予定表を地区自治会掲示板に掲示いたしますので、時刻を確認のうえ、混乗をご利用ください。

### ③ 乗車許可証の提示

交付された乗車許可証をスクールバス運転士に提示いただくと、混乗できます。

なお、乗車定員に達した場合には、乗車できない場合もあります。



# 路線バスやタクシーの利用方法

路線バスやタクシーは、通勤・通学や、通院、買い物など、私たちの生活に欠かせません。今後高齢化が進み、公共交通の必要性がますます高まっていく中、日常生活に公共交通を取り入れ、将来にわたり維持・確保していくことは重要です。

市内では、3社のバス事業者が130を超える路線を運行しているほか、15社のタクシー事業者と個人タクシーが営業しています。まずはこれらの身近な移動手段を積極的に使いましょう。

## バスの利用方法

### ◇ バスロケーションシステム

バス事業者が提供している「バスロケーションシステム」を利用することで、バスの運行状況や現在位置をリアルタイムで確認することができます。



神奈中バスロケーションシステム

### ◇ バスの乗り方

市内で運行しているバスは、すべて中乗り車両となっており、降車時に運賃を支払います。後方のドアから乗車し、ドア付近に設置されたICカードリーダーにタッチします。現金払いの場合は、整理券発券機から整理券を1枚取って乗車します。

降車時は前方のドアへ向かい、運転席横のICカードリーダーにタッチまたは整理券と一緒に現金を運賃箱に投入し降車します。



## タクシーの利用方法

タクシーは事業者への配車依頼による利用のほか、スマートフォンのアプリを通じて呼び出しや予約をすることが可能です。アプリを利用した場合、一度に複数のタクシー事業者の中から呼び出すことが可能です。



タクシー配車アプリ GO

このほか、市では高齢者や障害のある方のための各種サービスや制度を設けています。詳細は下記よりご覧ください。



高齢者のための  
ふれあい福祉ガイド



障害のある方のための  
福祉のしおり

## トピックス

### ◇ グリーンスローモビリティの実証運行

市では交通不便地域（鉄道駅 1km、バス停 300m 圏外）の解消のため、民間バス路線への公費負担や、コミュニティ交通の導入を進めてきました。

一方で、高齢化や地域特有の地理条件などから、コミュニティ交通の導入には至らないものの、移動に困難さを抱える地域が依然として多い中、こうした課題解決策の一つとして、地域主体のグリーンスローモビリティ（※）の実証運行を通じて、本市における活用の可能性を検証しています。

令和6年度は緑区若葉台地区・南区新磯地区で実証運行を実施し、両地区をモデルケースとして、令和7年度以降、地域主体で導入可能な移動手段として、他地域への展開を図ります。

※ グリーンスローモビリティ：時速 20km 未満で公道を走ることができる電動車を活用した小さな移動サービス



若葉台地区での運行



新磯地区での運行

## 【 お問い合わせ先 】

- ・コミュニティバス、乗合タクシー、生活交通維持確保路線、  
自家用有償旅客運送(公共ライドシェア)制度  
都市建設局まちづくり推進部交通政策課

042-769-8249 [toshikoutsu@city.sagamihara.kanagawa.jp](mailto:toshikoutsu@city.sagamihara.kanagawa.jp)

- ・津久井地域福祉有償運送事業者支援事業  
健康福祉局地域包括ケア推進部津久井高齢・障害者相談課

042-780-1408 [t-k-s-soudan@city.sagamihara.kanagawa.jp](mailto:t-k-s-soudan@city.sagamihara.kanagawa.jp)

- ・地域おでかけサポート推進事業  
健康福祉局地域包括ケア推進部地域包括ケア推進課

042-769-9231 [hokatsucare@city.sagamihara.kanagawa.jp](mailto:hokatsucare@city.sagamihara.kanagawa.jp)

- ・介護予防事業送迎けんこう号  
健康福祉局地域包括ケア推進部相模湖福祉相談センター

042-684-3215 [sagamiko-fukushi@city.sagamihara.kanagawa.jp](mailto:sagamiko-fukushi@city.sagamihara.kanagawa.jp)

- ・スクールバス混乗制度  
教育局学務課

042-769-8282 [gakumu@city.sagamihara.kanagawa.jp](mailto:gakumu@city.sagamihara.kanagawa.jp)

初版 令和6年3月  
第2版 令和7年3月

発行者 相模原市